

スピノザの共感論

公正の起源としての「共感」

柴田健志(鹿児島大学)

スピノザは「共感(empathy)」を人間の本性として認めている。スピノザの用語法では「共感」は「憐れみ(commiseratio)」である。これは『エチカ』第三部定理27注解に出てくる。しかし、「共感」に対するスピノザの評価は否定的なものである。スピノザは「共感」をとおしてではなく、むしろ「理性」によって他者との関係を打ち立てることが「徳」であると認めていたからである。スピノザが「共感」に着目したのは、事実として「共感」にもとづく諸感情が人間を結びつけているからであるにすぎない。スピノザのスタンスは心理学者のものである。ただし、スピノザはそれを実証的に示したのではなく、哲学的に「証明」しようとしたのだ。

『エチカ』によれば「共感」からあらゆる種類の社会的な感情を派生している。しかし、重要な点はただちに「共感」から様々な感情が派生するということが示されているという点にあるのではない。むしろ、人間社会の根本的なルールが「共感」から生じてくるということが示されているという点にある。人間社会の根本的なルールとは「公正(fairness)」を指す。これが守られなければまともな社会とはいえない。では、人間はどうして「公正」というルールを守らねばならないと考えるのであろうか。スピノザの「共感」の理論はこの点に答えているのである。

発表の目的は、いったいどんな論理で「共感」から「公正」を求める欲望が発生するかを示すことである。いうまでもないが、『エチカ』のテキストにおいてこのふたつのつながりが明示的に示されているわけではない。スピノザが「公正(justum)」について論じているテキストは『エチカ』第四部定理37注解2である。このテキストでは、自然権の譲渡による国家権力の生成および国家の本質であるルールの施行という、のちに『政治論』で展開される論理がコンパクトに述べられている。このテキストでは国家権力の承認に寄与する人間の欲望や感情が言及されているが、その論理を掘り下げてみると「共感」にたどりつくのである。

簡単にいえば、「公正」を求める欲望の本質は「他人が得をして自分だけが損をするのは嫌だ」という点にある。この欲望を人間から排除することはできない。なぜならそれは「共感」という人間の本性にもとづいているからである。「共感」とは、スピノザが「憐れみ」と呼称しているとおり、もともと「悲しみ」であり、得をした人間への「憎しみ」である。つまり、「公正」な社会を維持しているのは「憎しみ」なのである。ルールに違反した人間を罰することが正当であると認められるのはこのためであると考えられる。それゆえにスピノザは「共感」にもとづかない人間社会のあり方を画策したのである。それは「愛」にもとづく社会にはかからない。スピノザのいう「愛」は「理性」から生まれる能動感情であって、その点で「共感」などという受動感情とは根本的に違うのだ。ただし、この論点は今回の発表では主題的に取扱わない。

今回の発表ではむしろ『エチカ』のテキストを読解する補助線として現代の発達心理学および行動経済学等の実証的な成果を活用してスピノザの「共感」の論理の正当性を主張することを主眼にする。『エチカ』のテキストだけでもこの論理は再構成することができるが、実証的な成果を踏まえた方が効果的である。なぜならスピノザの論理がきわめて現実的なものであり、事実として人間がどうするかという点を正確にとらえているという点が、スピノザのテキストを実証的な成果と重ね合わせることによって明瞭にされるからである。

発表の内容は概略以下のようなものになる。他者に対する「憎しみ」が感じられるのは、自分が他者から危害を加えられた場合である。しかし、誰かが危害を加えられるのを見たときも、その加害者に対する「憎しみ」が生じる。自分は何も被害を被っていないのに、どうしてこういふことにな

るのであろうか。被害者に「共感」がはたらくからである。このような「憎しみ」をスピノザは「義憤(indignatio)」と呼んでいる。「共感」は「憎しみ」を発生させるのである。しかし、驚くべきことは8ヶ月の幼児にすでにこのような感情が観察されるという近年の発達心理学の研究結果が存在するという点である。それは「共感による怒り(emphatic anger)」と呼ばれる。また文化的な条件づけのない8ヶ月幼児にこのような感情のはたらきが観察できるということは、それがほとんど生得的な人間の本性であるということを示している。

私の考えによれば、自分が他者から危害を加えられた場合に発生する「憎しみ」は、このような「憎しみ」から派生するものである。つまり、三項関係において発生する他者への「憎しみ」が二項関係において発生する「憎しみ」に先行していると考えられる。二項関係における「憎しみ」は三項関係における被害者の立場に自分を置くことによって成立するのである。文脈は異なるが、「鏡像段階」にかんするこれまでの研究を背景において考えればそういうことになる。また、スピノザもそのように考えていたはずである。というのは、三項関係における「憎しみ」の証明(定理22)が二項関係における「憎しみ」の証明(定理40)に先立ってなされているからである。

分配の公平さにかんする発達心理学の研究によって、3歳以降の子どもが分配の公平さに関心を示すことが明らかになっている。ある子どもが他の子どもより少なくものを分けられることに対して、たった3歳の子どもが反対するのだ。彼らが社会的な正義の概念にもとづいて推論しているとは考えられない。むしろ、そこには人間の本性が認められるべきである。三項関係における「憎しみ」の発生にかんする上記の研究を当てはめれば、当然そのように考えなければならぬ。つまり、他の子どもより少なく分配された子どもの「悲しみ」に対する「共感」がはたらく結果として、不公平な分配に反対するのだ。ここには明らかに「憎しみ」が認められる。

二項関係は三項関係から派生するという上記の視点に立てば、子どもがつねに公平な分配を要求するのは、少なく分配された子どもの立場に自分を置換えた結果であるといえる。つまり、子どもが公平を要求するのは自分が損をしたくないからであり、その要求のもとには自分より得をしようとする他者への「憎しみ」があると考えられる。フリーライダーに対する罰則の実施が社会秩序を安定させているという点は、成人を被験者とした行動経済学の実証研究に示されているが、人間は子どものときからフリーライダーを罰する傾向をもっているのである。ちなみに、フリーライダーを罰するとき人間が快を感じるということは神経経済学によって実証されている。このことから、他者への「憎しみ」が社会秩序の根本に存在することは明らかである。

以上を基本的な解釈のフレームとして設定すると、『エチカ』第四部定理37注解2の記述は、まさに「共感」から「公正」を求める欲望が生じており、それが自然権の譲渡を各人に承認させる原動力となっているという論理であることが明らかにできるはずである。実際、テキストを引用すると、人間が「自己の自然権を断念して、他人の害悪となりうるようなことはなにごともなさないという保証を互いに与える」ということは、自分が罰せられるという恐怖の感情によるとスピノザは述べている。逆にいえば、このルールに違反した人間は罰せられるということを喜んで承認しているのだ。そのような「国家状態」のなかでのみ、「公正・不公正」は意味をもつと、スピノザは同じテキストのなかで結論する。

このように、人間社会の根本的なルールである「公正」は「共感」という人間本性から派生するものであるがゆえに、それを他のルールで置換えることは不可能である。したがってスピノザの「愛」の論理はこのルールの否定ではなく、もうひとつの社会の提案という意味をもつのである。